

報告第10号

債権の放棄について

富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）第11条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権の件数	債権の金額	所管課
重度心身障害者医療費 返還金	5件	833,490円	障がい福祉課
水道料金	784件	2,391,595円	水道課

令和5年8月29日提出

富士見市長 星野光弘